

独立行政法人空港周辺整備機構平成15年度計画

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、中期計画を実施するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条に基づき、機構に係る平成15年10月1日から平成16年3月31日までの期間における年度計画を以下のとおり定め、業務を実施していくこととします。

1. 業務運営の効率化に関する年度計画

(1) 組織運営の効率化

大阪国際空港事業本部の経理部及び周辺整備推進室、代替地対策課、東京事務所を廃止し、民家防音第1課及び第2課を統合し民家防音課に再編する。

(2) 人材の活用

若い人材を任用し、確実に組織の活性化が図られるよう、国・府・県・市の人事異動計画策定期間に綿密な調整・協議を行う。

(3) 業務運営の効率化

代替地造成事業の効率化

大阪及び福岡の両事業本部において、移転補償対象者のニーズを把握し、代替地の需要がある場合には適切に対応する。

共同住宅

イ 採算性を検討し、現状及び見通しをホームページにおいて公表する。

ロ 熊野町住宅については、一棟処分に向けて入居者の移転に関する住民説明会を実施する。

ハ 戸別処分を行う小中島住宅については2戸を処分する。

ニ 服部本町住宅及び利倉西住宅（第1、第2、第3）については、定期借家権を付け入居資格者以外への賃貸を実施するため、不動産業者への委託手続きを進める。

事業費の抑制

事業費について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で1%以上（住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については3%以上）に相当する額を削減する。（平成15年度予定額は認可法人と独立行政法人の額を合算したもの）

一般管理費の抑制

独立行政法人化の時点で事務所の借り上げ面積を縮小する等により認可法人時の最終年度（平成14年度）比で3%以上に相当する額を削減する。（平成15年度予定額は認可法人と独立行政法人の額を合算したもの）

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

(1) 業務の質の向上

業務の質を向上させるため、15年度において次の措置を実施する。

業務の調整及び意見聴取のため、出資者である国・府・県・市及び関係自治体で構成する「連絡協議会」を設け、年度中に1回開催する。

外部講師等による職員研修を年度中に1回実施する。

平成15年度の事業について内部評価基準を作成し、内部評価・分析のうえ、次年度の計画設定・業務の実施方法等に反映させる。

会計規程等の見直しを行うとともに、新たに考査役及び契約係長を設置する。

広報活動の充実

イ ホームページについては、独立行政法人通則法で定められている公表事項を一般に理解されやすい内容で早期に公表するとともに、アクセスの実績を解析のうえ、既存データの内容の充実を図る。

また、パンフレットについては独立行政法人化について記載する等、理解しやすいよう内容の充実を図る。

ロ 環境対策における広報活動の充実を図るため、自治体広報誌等への掲載を依頼する。

ハ 事業主体と調整をし、事業を完了した緑地帯等2箇所に看板の設置等を実施する。

(2) 業務の確実な実施

再開発整備事業

イ 都市計画や地域整備計画と整合する事業の実施について関係自治体と情報交換を行う。

ロ 施設の整備にあたっては、企業からの提案を積極的に取り入れる等により需要に的確に対応するとともに、一般利用施設として整備する場合には空港周辺住民及び施設利用者にとっても利便性の高い施設整備を図る。

ハ 平成16年度からの貸付開始に向けて、年度中に2件の整備を実施する。

民家防音事業

交付申請から交付額の確定までの期間について、故障調査・積算審査等の効率化を図ることにより、平成14年度実績に比して15%短縮する。

移転補償事業

移転補償及び土地の買い入れの申請から代金の支払いまでの期間について、物件調査や土地の測量等を効率的に行うことにより、平成14年度実績に比して15%短縮する。

中村地区の移転補償事業

イ 中村地区整備協議会（幹事会）と意見、情報交換を月に1回程度実施する。

ロ 地元自治会との連絡情報交換を関係自治体とタイアップして実施することで住民の意向把握に努める。

ハ 移転補償事務を行うにあたり住民及び事業者に十分な説明を行うとともに、電話等の照会に対しても適切に対応する。

大阪国際空港周辺の緑地整備

イ 利用緑地については、未買収地約1haのうち約0.1haを買収し、用地取得進捗率を約94%とする。緩衝緑地第1期事業分については、未買収地約3.3haのうち約0.2haを買収し、用地取得進捗率を約83%とする。また、買収済みの土地約0.8haについて造成・植栽を実施する。

ロ 緩衝緑地第2期事業分については、利用緑地及び緩衝緑地第1期事業分の進捗状況を踏まえつつ、都市計画事業承認・認可について国・地元自治体等と調整する。

福岡空港周辺の緑地整備

イ 空港北側地区において、地元住民等の要望も踏まえ、関係機関とも協力し、重点的に緑地整備等の推進を図る。買収済みの土地約0.6haについて造成・植栽を実施する。

ロ 空港南側の一定範囲については、都市計画事業承認・認可について国・地元自治体等と調整する。

(3) 空港と周辺地域の共生

空港周辺地域の緑地整備を推進するなど国土交通省が進めるエコエアポート構想に協力するほか、次の措置を行う。

イ 周辺地域活性化促進協議会等を通じ環境関係の講演を行うことにより啓発活動を実施する。

ロ 環境関係の見学要望には適切に対応し、環境対策の理解を深める。

ハ 校外学習の一環としての義務教育機関からの環境学習の受け入れ等を推進するため、関係自治体の教育委員会への働きかけを実施する。

3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画

(1) 予算 別紙のとおり

(2) 収支計画 別紙のとおり

(3) 資金計画 別紙のとおり

未収家賃を回収するため連帯保証人も含め郵便・電話での督促、また戸別訪問を精力的に実施する。

4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、1,400百万円とする。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

該当なし

6. 剰余金の使途

該当なし

7. その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する計画

方針

国・府・県・市からの出向者については平均して若返りを図り、人件費抑制につながる人事異動計画が策定されるよう調整・協議を行う。

人事に関する指標

独立行政法人への移行時において、組織及び職員数の見直しを行い、平成15年4月時点に比して、12名削減する。

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	10,580
業務収入	467
補助金収入	1,555
受託金収入	6,910
負担金収入	319
長期借入金等収入	1,081
雑収入	4
繰越金受入	244
支出	10,304
大阪固有事業	1,128
福岡固有事業	548
受託事業	6,506
その他事業	1,399
人件費	581
一般管理費	142

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	9,726
経常費用	9,688
業務費用	8,860
大阪固有事業	235
福岡固有事業	173
受託事業	7,053
その他事業	1,399
一般管理費	740
人件費	581
物件費	145
減価償却費	14
財務費用	88
雑損	0
臨時損失	38
収益の部	9,609
経常収益	9,609
業務収入	467
受託収入	7,458
補助金等収益	1,681
財務収益	1
雑益	2
臨時利益	-
純利益	117
目的積立金取崩額	-
総利益	117

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	14,837
業務活動による支出	10,935
投資活動による支出	424
財務活動による支出	735
次期繰越金	2,743
資金収入	14,837
業務活動による収入	9,735
業務収入	443
受託金収入	7,426
その他の収入	1,866
投資活動による収入	41
補助金による収入	41
財務活動による収入	1,081
旧機構よりの繰越金	3,980